

正戦論の二大潮流の衝突

——〈比例性〉の原則をめぐる論争——

矢 持 力

1. はじめに

1-1. 本稿の概要と目的

正しい戦争とは何かを追求する理論である正戦論は、古代ローマ時代に起源を持ち、改良を重ねて今日まで受け継がれてきた理論である。しかし、伝統的に国家間の戦争を前提として国際法と共に発展してきた背景を持つ正戦論は、内戦や民族紛争、アメリカの「対テロ戦争」といった、必ずしも主体が国家でない戦争を論ずる上で議論の限界を示してきた。そこで哲学・倫理的側面から正戦論を再構成することを試みる「修正主義」のアプローチが登場し、これまでの「伝統主義」のアプローチから派生して独自の発展をしていくこととなった。

正戦論においては、以下の二つの枠組みから戦争の正しさが議論される。一つ目は、戦争を始める際に満たされるべき原則を定める「ユス・アド・ベルム (jus ad bellum: 戦争への正義)」である。ユス・アド・ベルムでは、〈正しい理由〉、〈正しい意図〉、〈正統な権威〉、〈最終手段〉、〈成功の合理的な見込み〉、〈(マクロな) 比例性〉の六つの原則から戦争の正しさが検討される。二つ目は、戦時中における個々の戦闘行為の正しさを取り扱う「ユス・イン・ベロ (jus in bello: 戦争における正義)」である。ユス・イン・ベロにおいては、〈(戦闘員と非戦闘員の) 区別〉、〈(ミクロな) 比例性〉の二つの原則から戦闘行為の正しさが考察される。

伝統主義者と修正主義者の間ではこれらの枠組みや原則の解釈が異なる。それゆえにどのような戦争が正しいかについても、両者は異なる結論を導き出すこととなる。こうした両者の差異は、正戦論と国際法の関係はどう取り扱うかに対する意見の違いに由来することが指摘されている。一方で伝統主義者は正戦論と国際法を密接に関係するものとして取り扱い、他方で修正主義者は、国際法の背景としての道徳的基盤として、国際法から距離を置いて正戦論を議論するのである¹⁾。これらの解釈の差は、ユス・アド・ベルムとユス・イン・ベロの扱いに関する両者の議論の違いに、さらには交戦国の兵士の道徳性に関する両者の議論の違いに現れている。伝統主義者はユス・アド・ベルムとユス・イン・ベロを独立した別個の枠組みとして捉え、戦時を平時とは異なる特別な状態と考える「道徳的例外主義」の立場から、戦時中における兵士はユス・イン・ベロのもとに道徳的に平等であると主張する。一方で修正主義者は、ユス・アド・ベルムとユス・イン・ベロを連鎖的に捉え、ユス・アド・ベルムにおいて不正な戦争に参加する兵士は正しい戦争に参加する兵士より道徳的に劣るため、ユス・イン・ベロにおいて両者は道徳的に平等でないも

のとして議論する²⁾。

2006年に、正戦論の代表的論客であるマイケル・ウォルツァーは「ユス・アド・ヴィム (jus ad vim: 武力行使への正義)」という枠組みを提示し、大規模な戦争に限らず武力行使全般を議論できるものとなるよう正戦論を再構築するための道筋を示した。この枠組みの必要性をめぐって、伝統主義者であるダニエル・ブルンステッターと修正主義者であるヘレン・フロウが論争を起こすこととなる。注目すべきは、ブルンステッターによるユス・アド・ヴィム擁護論に対するフロウの反論が、修正主義者独自の解釈に基づいた〈(マクロな) 比例性〉の原則を議論の軸としていることである。ユス・アド・ヴィムをめぐる両者の議論を比較検証することを通じて、伝統主義者と修正主義者の間に〈(マクロな) 比例性〉の原則の適用範囲に関する解釈の違いがあることを明らかにし、その背景にある戦争の定義に対する両者の姿勢の違いをあぶり出すことが、本稿の目的である。

1-2. 本稿の構成

本稿の構成は以下の通りである。まず第二章において、正戦論における戦争の正しさを評価するための枠組み、およびその発展の歴史を概観する。第三章では、正戦論における伝統主義者と修正主義者の分裂の経緯をたどり、その経緯からわかる両者の議論の相違点を整理する。その後、第四章において、ユス・アド・ヴィムの枠組みが提示された背景、およびその枠組みをめぐるブルンステッターとフロウの論争を検討することを通じて、伝統主義者と修正主義者の新たな相違点を明らかにする。第五章において本稿の意義を再確認することで、本稿の結論とする。

2. 正戦論とは

本章では、正戦論の基本的な議論に関する説明を行う。まず戦争倫理学における正戦論の立場を明らかにし、次に、正戦論において正しい戦争を議論する際に検討される枠組みについて確認する。最後に、古代ローマ時代から今日に至るまでの正戦論の歴史を概観する。

2-1. 戦争倫理学の三つの観点

戦争倫理学は、戦争と倫理の関係性の解釈によって、現実主義、平和主義、正戦論の三つの観点到に大分される。現実主義の論者は、戦争に倫理は存在しないと断定する。彼らは正しい戦争や不正な戦争という考えを否定し、勝利するためにはどのような手段を用いることも許されると考える。一方で平和主義の論者は、全ての戦争は不正を招くがゆえに悪であり、正しい戦争は存在しないと主張する³⁾。現実主義の論者は戦争における全ての暴力の使用を肯定し、平和主義の論者は戦争や暴力の使用を否定する。戦争を「正しい戦争」と「不正な戦争」に区分しようと試みる正戦論は、これらの立場の間に位置すると考えられている。

2-2. 正戦論の枠組み

正戦論は「ユス・アド・ベルム (jus ad bellum：戦争への正義)」と、「ユス・イン・ペロ (jus in bello：戦争における正義)」の二つの枠組みで構成される⁴⁾。これらの枠組みは、ある戦争の当事者である交戦国のそれぞれの立場から検証されることとなる。そのため、ある戦争が一方にとっては正しい戦争であり、もう一方にとっては不正な戦争となることがある⁵⁾。これらの二つの枠組みにおける原則を全て満たすものが、「正しい戦争」であると評価されることとなる。ユス・アド・ベルムの枠組みは、〈正しい理由 (just cause)〉、〈正しい意図 (right intention)〉、〈正統な権威 (legitimate authority)〉、〈最終手段 (last resort)〉、〈成功の合理的な見込み (reasonable prospect of success)〉、〈(マクロな) 比例性 (proportionality)〉の六つの原則から構成される⁶⁾。

〈正しい理由〉の原則は、戦争という手段に訴えることが認められる原因や目的を定める。〈正しい意図〉の原則では、戦争を行う上での意図が不純なものでないかが議論される。〈正統な権威〉の原則は、戦争という手段を行使することができる機関について定めるものである。〈最終手段〉の原則は、外交などの他の平和的な手段、および非軍事的な手段が全て尽きた上でのみ、戦争を行うことが許可されると定める。〈成功の合理的な見込み〉の原則は、戦争を行うことでその原因を解決するといった目的が達成される見込みがある場合のみ、戦争に訴えることを許可する。〈(マクロな) 比例性〉の原則は、戦争という手段が引き起こすと考えられるコストが、それによって得られる利益と比較して小さい場合のみ、戦争に訴えても良いと定める。

ユス・イン・ペロは、〈(戦闘員／非戦闘員の) 区別 (discrimination)〉と〈(ミクロな) 比例性 (proportionality)〉の二つの原則から成る。〈(戦闘員／非戦闘員の) 区別〉の原則は、非戦闘員を戦闘の対象としてはならないことを定める。〈(ミクロな) 比例性〉の原則は、戦争における個々の戦闘行為が引き起こす危害が、それにより得られる利益と比較して小さいものでなくてはならないことを定める。

2-3. 正戦論の歴史

正しい戦争についての思想は古代ギリシア時代に生まれ、古代ローマ時代にローマ法やキケロらの哲学的考察の下で発達した。そしてアウグスティヌスにより、正戦論はキリスト教の教義を基盤として体系化されることとなる。古代ローマ時代においては、平和主義的教義に従うキリスト教徒は戦争に参加しなかった。一方で当時のローマ帝国は、領土を拡大すると同時に、平和主義的教義を持つキリスト教の信者が増加していたため、兵士の不足に悩まされていた。この問題を解決すべく、アウグスティヌスは正戦論を提示し、キリスト教徒がローマの戦争に兵士として参加することを正当化したのである。

正戦論は中世において、教会法とスコラ学により発展する。トマス・アクィナスは神学と哲学を横断して戦争を考察し、哲学的基盤から正戦を論じた。しかし、当時は宗教を基盤とした正戦論が影響力を持っていたため、アクィナスの正戦論は後世まで注目されなかった。

十六世紀にはビトリアら法学者により正戦論の世俗化が試みられるようになり、これまで教会法やスコラ学など、キリスト教を基盤としていた正戦論は、その基盤を自然法や実定法に移していく。しかし当時はマキャベリの提唱した現実主義により戦争は国家に資するべきという考えが受け入れられていたため、正戦論はさほど影響力を持たなかった。

十七世紀は宗教戦争の時代であった。宗教的理由の下で悲惨な戦争が遂行されたことに対する反動として正戦の議論の世俗化が重視され、ウェストファリア体制の下で主権国家が台頭し国際法の影響力が拡大した。これらを背景に、グロティウスら法学者の手により正戦論は自然法や国際法を基盤とする世俗的な理論として発展していった。

しかし、十九世紀のヨーロッパにおいて正戦論は、現実主義の台頭により影を潜める。当時のヨーロッパの国家は、各国の軍事力の均衡を維持するための政治的手段として戦争を行っていた。それゆえに、どのような条件を満たす戦争が正しいかを考察することは重要視されなかった。こうしてユス・アド・ベルムが価値を失っていった一方で、正しい戦闘行為に関する規定はより必要とされるようになったため、ユス・イン・ベロに関心が集まった。ユス・イン・ベロは、1899年のハーグ陸戦条約をはじめとした戦時国際法として結実する。

1960年代以降、ベトナム戦争およびその反戦運動を契機として戦争の道德の議論が活性化し、正戦論の枠組みや原則の理念が議論の際に用いられる語彙として浸透していった。そして1977年、マイケル・ウォルツァーが『正しい戦争と不正な戦争』を著し、同著は政治哲学者の間で大いに議論的となった。同著をめぐる一連の政治哲学・倫理的論争が蓄積した知見は、今日の正戦論の議論の礎となっている。

3. 伝統主義と修正主義

今日の正戦論のアプローチは、正戦論と国際法との関係に対する解釈の違いにより、伝統主義と修正主義に分けられる。本章では、伝統主義と修正主義が分裂する経緯を辿ったのち、両者の議論の違いを明らかにする。

3-1. 正戦論と国際法

ビトリアやグロティウスら「国際法の祖」と称される学者が発展に寄与してきた歴史から明らかであるように、国際法の誕生以降、正戦論は国際法と共に歩んできたものであるといえる。国際法は主権国家間の関係を規律することを目的としてきたものであるため、正戦論も国家間の戦争を前提として発展してきた。

しかし、冷戦が終結した1990年代以降の内戦や民族紛争の激化に加え、国家が非国家主体であるテロ組織に対して武力を行使する「対テロ戦争」の登場により、国家間の戦争を前提とした正戦論の問題点が露呈することとなった。そのため、近年、これらの新たな形態の戦争の議論に正戦論を対応させるべく、哲学・倫理学の観点から正戦論を再構築することが試みられている。

こうして現れた正戦論の新たなアプローチは「修正主義」と、国際法と親和的なこれまでの議論手法は「伝統主義」と呼ばれることになり、両者は区別した潮流として理解されることになった。

伝統主義と修正主義の論者の間に見られる最も顕著な相違点は、正戦論と国際法の関係に対する解釈である。伝統主義の論者は、戦争に関する道徳的理論である正戦論は国際法と親和的关系にあるとみなし、国際法の背景にある道徳的根拠として正戦論を議論する。一方で修正主義の論者は、正戦論における道徳的議論は国際法と一致している必要はないものとして捉える。つまり修正主義者は、正戦論はあくまで戦争に関する道徳的規定を行うためのものであり、それによって現行の国際法を正当化する必要はないと考えているのである⁷⁾。

3-2. 伝統主義と修正主義の議論

伝統主義者と修正主義者の間における国際法の捉え方の違いは、正戦論の二つの枠組みの解釈の違いとして現れている。国際法の観点に基づく、国家は戦争状態にあるか否かにより「戦時」と「平時」に区別される。それゆえ、戦時には平時と異なる法である「武力紛争法 (law of war)」が適用されることとなる⁸⁾。

国際法と親和的な立場にある正戦論の伝統主義者も、国際法と同様に戦時と平時を区別して解釈する。典型的な伝統主義者によると、一国が正しい戦争を行うためには、戦争を開始する際にユス・アド・ベルムの条件を満たし、戦時中にはユス・イン・ペロを遵守しなくてはならないという。つまり、ユス・アド・ベルムは戦争を開始するための審査としての役割を持ち、審査の終了後はユス・イン・ペロのみが戦争を監視することになるのである。伝統主義者の議論では、ユス・アド・ベルムとユス・イン・ペロの相互独立性が前提とされている。また、伝統主義者は、戦時と平時を区別して論ずるがゆえに、戦時中の兵士の命の道徳性を議論する際に「道徳的例外主義」というアプローチを取る傾向にある。「道徳的例外主義」とは、戦時中の兵士は平時とは異なる道徳が適用されるために、戦時における兵士の殺害行為が正当化されるという考えである。

一方で典型的な修正主義者は、ユス・アド・ベルムとユス・イン・ペロが別個の枠組みとして段階的に適用されるものだという伝統主義者の解釈を拒否する。修正主義者は、ユス・アド・ベルムを満たさない戦争、すなわち不正な戦争に参加している兵士（以下、不正な兵士）は、不正な政治的目的を追求するために戦っているため、正しい戦争に参加している兵士（以下、正しい兵士）とは道徳的に平等ではないとみなす。そのため、修正主義者によると、不正な兵士は正しい兵士に対して、いかなる暴力を行使することも正当化されない。反対に、正しい兵士は、正しい兵士に対して行使可能な暴力よりも強度な暴力を不正な兵士に対して行使することが許可されるというのである。さらに、修正主義者は、戦時の暴力に道徳的例外性を見出すことを否定し、戦時における暴力を平時における暴力と同等に取り扱う。よって修正主義者は、戦争における戦闘行為を、平時の「正当防衛 (self-defense)」と同様の手法で議論する。このように、ユス・アド・ベルムとユス・イン・ペロを連鎖的なものとみなし、戦時と平時の区別を曖昧にして議論を行うのが、一般的な修正主義者の正戦論の特徴である⁹⁾。

4. ユス・アド・ヴィムをめぐる論争

伝統主義者であるダニエル・ブルンステッターと、修正主義者であるヘレン・フロウは、ユス・アド・ベルムに代わる新たな枠組みとして議論されている「ユス・アド・ヴィム (jus ad vim: 武力行使への正義)」について、それぞれの立場からその必要性の有無を議論した。本章ではまず、ユス・アド・ヴィムの枠組みがどのようなものであるかを概観する。その後、ユス・アド・ヴィムをめぐる両者の論争を検討し、伝統主義と修正主義という立場の違いが〈(マクロな) 比例性〉の原則の適用方法に差異を生んでおり、その背景に戦争の定義に対する姿勢の違いがあることを明らかにする。

4-1. ユス・アド・ヴィムとは

ユス・アド・ヴィムは、ユス・アド・ベルムに代わるものとして2006年にウォルツァーが提示した正戦論の枠組みである。ウォルツァーは、正戦論がこれまで国家間の戦争を論ずることを前提として発展してきたため、主体が国家間とは限らない今日の戦争に対応できていないことを憂慮し、ユス・アド・ヴィムを提案するに至った。「武力行使への正義」という名が示す通り、ユス・アド・ヴィムは正戦論を「戦争」という枠から解放し、正戦論において武力行使全般の議論を可能にする枠組みである。

ウォルツァーはユス・アド・ヴィムを提示する上で、「人道的介入」による「残虐な体制」の転換を意図していた。ウォルツァーは1990年代の湾岸戦争の後に国際社会がイラクに対して取った手段である、「戦争に及ばない措置」による封鎖や、武器禁輸のための経済封鎖、大量破壊兵器を目的とした国連による査察体制、そしてイラクの北部と南部への飛行禁止区域の設置が、イラクにおける「残虐な体制」に対して極めて効果的であったことを評価する。そのためウォルツァーは、これらの「戦争に及ばない措置」を後援するための、戦闘機や軍艦配置などの「戦争に及ばない武力」の予防的な行使を正当化する¹⁰⁾。この「戦争に及ばない武力」を正戦論において議論することを可能にするために、ユス・アド・ヴィムが発案されたのである¹¹⁾。

ユス・アド・ヴィムの枠組みに最も期待されているのは、昨今、武力行使の手段の一つとして開発が進んでいる、ドローンを用いた爆撃の正当化である。アフガニスタン戦争やイラク戦争においてアメリカは、地上軍を支援する形でドローン爆撃という手段を用いた。一方でアメリカは、自国と明確な戦争状態にないパキスタンやイエメン、ソマリアに対してもドローンを用いた爆撃を行なった。前者は戦争における武力行使の一環であったものの、後者は戦争行為とも法的処置とも捉えがたいため、正当化することが難しいと考えられている。しかし、ユス・アド・ヴィムに基づいた法的枠組みを構築することで、後者の事例のような、互いに戦争状態にない国家に対する予防的なドローン爆撃が可能になると考えられている¹²⁾。アメリカによる「対テロ戦争」を促進するための法的・道徳的基盤として、ユス・アド・ヴィムが貢献することが一部で望まれているのである。

ウォルツァーはユス・アド・ヴィムについて、湾岸戦争後のイラクにおいて用いられた「戦争に及ばない武力」の行使を可能にする枠組み、という大まかな見取り図を提案するに留まり、その枠組みについて十分な検討は行わなかった。そこでダニエル・ブルンステッターとメーガン・ブラウンは、ユス・アド・ヴィムがユス・アド・ベルムの拡張形として提案されたことに着目し、ユス・アド・ベルムの六原則を用いてユス・アド・ヴィムを体系化することを試みた。ブルンステッターとブラウンによると、ユス・アド・ベルムと同様ユス・アド・ヴィムにおいても〈正しい理由〉、〈正しい意図〉、〈正統な権威〉、〈成功の合理的な見込み〉、〈(マクロな) 比例性〉の原則が必要であるという。しかし、ユス・アド・ヴィムが想定する小規模な武力行使、すなわち「戦争に及ばない武力」が引き起こす危害は、これまでの戦争が想定してきたような莫大な規模のものではなく、小規模で予測可能なものであるため、〈最終手段〉の原則は不要であると述べる。しかし両者は、そうした小規模な武力が破滅的な戦争に発展してしまうことを防ぐために、〈エスカレーションの見込み〉という新たな原則を追加することが必要だと考える¹³⁾。

4-2. ユス・アド・ヴィムをめぐる論争

修正主義者であるヘレン・フロウは、ユス・アド・ヴィムの枠組みは不要だと批判した。フロウによると、ウォルツァー及びブルンステッターとブラウンが想定する「戦争に及ばない武力」と呼ばれる小規模な武力は、ユス・アド・ベルムの議論の範疇から逸脱していないため、現在の正戦論の枠組みだけで適切に評価することができるという。

ユス・アド・ベルムの原則は戦争を開始する際だけでなく、戦争中も常にユス・イン・ベロと同時に守られなくてはならないとフロウは解釈する。例えば、〈正しい理由〉における戦争の目的が達成されたり、〈成功の合理的な見込み〉を失った時点で戦争は停止されなくてはならないのである。よって、ユス・アド・ベルムにおける〈(マクロな) 比例性〉の原則も同様に適用されるのであり、ある戦争の目的に見合うだけの武力行使は、その規模を問わずに許可される。そのため、小規模な武力行使の正しさを評価するための枠組みを正戦論に新たに導入する必要はないというのが、フロウの意見である¹⁴⁾。

フロウは、上記の観点から、「〈エスカレーションの見込み〉の原則」と「ユス・アド・ヴィムによるドローン爆撃の正当化」を批判する。正戦論の〈(マクロな) 比例性〉の原則においては、武力行使が戦争の目的に比例しないものとならないかを監視することが重要なのであり、エスカレートするか否かは問題にならないとフロウは述べる。武力行使が〈(マクロな) 比例性〉の原則を満たしている間は、すなわち戦争が正しく遂行されている限りは小規模な武力行使が大規模な戦争へとエスカレートすることはないというのがフロウの意味するところであろう。またフロウは、ドローン爆撃の正当化についても、ユス・アド・ベルムの〈(マクロな) 比例性〉の原則を適用することで説明がつくため、ユス・アド・ヴィムの枠組みを新たに導入する必要はないと主張する¹⁵⁾。ブルンステッターとブラウンは、戦争の定義に過度に固執しているため、ユス・アド・ヴィムが必要であると錯覚しているとフロウは批判する。

一方でブルンステッターは、フロウの批判が修正主義的であることを根拠にフロウの反論を退ける。ブルンステッターはまず、修正主義者の戦争の議論は現実の戦争の重要な特徴を見落としているために、実際の戦争を議論する上で非実用的であることを、修正主義者の弱点として批判する。ブルンステッターは、自らが国際社会における暴力の裁かれ方に関する実証的な観察に基づいて議論している点、すなわち伝統主義的観点から考察していることを強調する。彼は法的処置と戦争の間に道徳的規範が不透明なグレーゾーンがあることを指摘し、「限定的な武力行使」はそのグレーゾーンに位置するものであると述べる。「限定的な武力行使」は従来の戦争における武力行使とは異なり、戦争の特権、すなわち暴力の行使が許可される例外的な道徳状態という背景を持たないため、戦争とは別個に議論される必要がある。よって、ブルンステッターは「限定的な武力行使」の道徳について理論化する必要があると主張し、ユス・アド・ヴィムの必要性を説く¹⁶⁾。

ブルンステッターはあくまで実証的観点より、戦争とは距離を置く武力として「限定的な武力行使」を扱うため、戦争とは何かを定義することを重要視する。戦争について定義することなくしては、「限定的な武力」を定義することも不可能なためである。そしてブルンステッターは、ユス・アド・ヴィムという枠組みによって「限定的な武力行使」に関する考察を深めることが、戦争を定義することに貢献することを期待している。

4-3. 〈(マクロな) 比例性〉の適用範囲に対する解釈の相違

ユス・アド・ヴィムをめぐる論争の検討から、伝統主義者と修正主義者の間における一般的な差異だと考えられている「平時と戦時の区別」および「ユス・アド・ベルムとユス・イン・ペロの独立性」の解釈の違いが、両者の議論における〈(マクロな) 比例性〉の原則の適用範囲に関する解釈の違い、および戦争の定義に対する姿勢の違いとして現れていることが明らかになった。

フロウは修正主義者であるため、戦時と平時を区別しない観点からユス・アド・ベルムを議論した。これは戦時中においてもユス・イン・ペロと同時にユス・アド・ベルムの原則からの監視が続く、という彼女の枠組みの適用方法にも表れている。フロウは、平時から戦時への移行に段階性を見出さず、小規模な目的の追求に比例する限りでは常に小規模な武力行使が可能であると論ずる。このようにして〈(マクロな) 比例性〉の原則を柔軟に適用してみせることで、現行の枠組みだけで限定的な武力行使を取り扱うことができることを主張し、ユス・アド・ヴィムが不要であることをフロウは説くのである。フロウのように平時と戦時をシームレスなものとして捉えるならば、戦争の定義は確かに重要性を失うだろう。

一方、ブルンステッターは伝統主義者であり、現実の戦争の実証的研究を通じて正戦論を議論する。そのため彼にとっては平時と戦時を明確に区別することが重要であり、ゆえに平時における法的措置と戦争との間にグレーゾーンを見出すことにもなった。平時と戦時を区別する伝統主義者にとって戦争は大規模な武力行使が可能である道徳的に例外な状態であり、戦争状態に突入していない場合の武力行使はたとえ限定的なものであっても認められないため、戦争状態でない

状況における「限定的な武力行使」は〈(マクロな) 比例性〉の原則を適用する以前に既に不正なものとなる。よってブルンステッターの解釈ではユス・アド・ヴィムという枠組みが導入されることで初めて戦争状態でない場合における限定的な武力行使を評価することが可能となるのである。加えて彼は、今後「限定的な武力行使」を考察していく上で、ユス・アド・ヴィムだけでなく、「ユス・イン・ヴィ (jus in vi: 武力行使における正義)」も導入する必要があると述べる¹⁷⁾。戦時中における実際の「限定的な武力行使」の正しさはユス・イン・ヴィの枠組みから検証されなくてはならないと考えることは、枠組み間の相互独立性を重視する伝統主義者にとっては自然なことであろう。平時と戦時の区別を重視するために、戦争状態でない場合における武力行使は原則認めない伝統主義的立場であるブルンステッターにとって、ユス・アド・ヴィムという枠組みの導入を推奨する上で、戦争の定義は避けることができない問題である。

5. おわりに

本稿では、正戦論における伝統主義と修正主義という今日の二大潮流に注目し、両者の正戦論がユス・アド・ヴィムという新たな枠組みの要・不要をめぐる衝突した点に着目した。ユス・アド・ヴィムの枠組みの必要性に対する修正主義者フロウの批判と伝統主義者ブルンステッターのフロウに対する反論を考察することを通じて、両者の間に〈(マクロな) 比例性〉の原則の適用範囲に関する解釈の相違があること、また戦争の定義に対する姿勢の違いがあることを明らかにした。

一般に、〈(マクロな) 比例性〉の原則が考察される際、戦争という手段が引き起こすコストに着目するのではなく、戦争のコストに釣り合う利益の方に注目が向かう傾向にある。おそらく、戦争は高烈度の武力紛争であるという認識が共有されていることがその理由だと考えられる¹⁸⁾。戦争は破滅をもたらすものであるためその強度、およびコストについて計算することは難しい一方で、戦争により得られる利益の方が容易に計算できると考えられているものと思われる。また、戦争におけるコストを論ずる上でも、戦争によって生ずる敵国兵士や民間人、文化的建造物やインフラに対する被害に関心が向けられる傾向にある。本稿の意義は、〈(マクロな) 比例性〉の原則が天秤に掛ける「戦争のコスト」と「利益」について、「戦争のコスト」の規模に限らず、「戦争そのもの」の規模すらも「利益」との天秤に掛けられうることを明らかにしたところにあるといえよう。ユス・アド・ヴィムの枠組みの登場は、今日の武力行使が、戦争に及ばない「限定的な武力行使」を用いた小規模なものとなりうることを示した。そして、今日遂行可能とされている戦争に及ばない小規模な武力行使が、修正主義者にとっては〈(マクロな) 比例性〉の原則からの考察対象となることが、ユス・アド・ヴィムの枠組みの是非をめぐる論争により露わになったのである。

伝統主義者であるブルンステッターは、ユス・アド・ヴィムを「限定的な武力行使」のみを取り扱う枠組みとして捉えているため、ユス・アド・ヴィムの枠組みを導入するためには、戦争を

厳密に定義して、「限定的な武力行使」と戦争とを区別する必要があると考える。一方で修正主義者であるフロウは、ユス・アド・ベルムにおける〈(マクロな) 比例性〉の原則は全ての武力行使に適用可能であると解釈するため、戦争を定義することに重要性を見出さない。ここで問題になるのは、両者の用語の使用である。ブルンステッターは、戦争と「限定的な武力行使」を区別する立場上、小規模な武力行使を語る際には「限定的な武力 (limited force)」あるいは「戦争に及ばない武力 (force short of war)」という用語を用い、従来の大規模な武力衝突である「戦争 (war)」と区別して論じていた。しかしフロウは、戦争の定義を軽視するためか、武力行使を論ずる際には、小規模、大規模を問わず、「戦争 (war)」という用語を用いる傾向にある。伝統主義と修正主義という立場上の違い、およびそれに準ずる戦争の定義に対する姿勢の違いがあるかもしれないが、今後「限定的な武力」の議論が主流となる際には、修正主義者が「戦争 (war)」という用語を厳密に定義せずに用い続けては、「限定的な武力」を明確に論ずることは難しいだろう。議論の特性上、戦争の定義を重視しない修正主義者であっても、自らが用いる「戦争」という用語が意味するところを明らかにすべきだと考える。

新しい形態の戦争に対応するために正戦論を再構築するという姿勢は、ユス・アド・ヴィムと修正主義正戦論の双方に共通している。修正主義者であるフロウがユス・アド・ヴィムを不要な枠組みとして捉えていることは、修正主義者の正戦論が新たな形態の戦争を議論することに対応できていることを示していると考えられることでもあるだろう。

註

- 1) Seth Lazar (2016). "War", in Edward N. Zalta (ed.) *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2017 Edition), available at: <https://plato.stanford.edu/archives/spr2017/entries/war/> (accessed October 31, 2017). Seth Lazar (2017). "Just War Theory: Revisionists Versus Traditionalists", *The Annual Review of Political Science*, vol. 20, pp. 37-54. 福原正人 (2017) 「【書評】戦争倫理学の手引き——眞嶋俊造著『正しい戦争はあるのか——戦争倫理学入門』」『公共研究』第一三巻第一号、二六七—二八五頁。
 - 2) ユス・イン・ペロでの兵士の道徳性に関しては、「還元主義」と「非還元主義」というテーマも今日の論争の的となっている。還元主義とは、戦時において用いられる暴力と平時における個人間の暴力とは区別する必要がなく、ゆえに戦争における暴力は例外的でないといふ立場である。一方で非還元主義は、戦時と平時を区別し、戦争における暴力を例外的に論じようとする立場である。本稿で挙げた「道徳的例外主義」は非還元主義に属するものと考えられる。マイケル・ウォルツァーによる正戦論の議論以降、伝統主義者は非還元主義、修正主義者は還元主義の立場から議論する傾向にあったが、今日では必ずしもこの限りではないとされている。本稿では議論の複雑化を避けるため、還元主義と非還元主義の問題は割愛し、典型的な伝統主義者が非還元主義を採用し、典型的な修正主義者が還元主義を採用するものとして議論する。後述するダニエル・ブルンステッターは上述するところの典型的な伝統主義者であり、ヘレン・フロウは典型的な修正主義者である。
- 福原 (2017). Jonathan Parry (2015). "Liability, Community, and Just Conduct in War", *Philosophical Studies*, vol. 172 no. 12, pp. 3313-3333. Helen Frowe (2017). "War in Political Philosophy", in *Oxford Research Encyclopedia of Politics* (DOI: 10.1093/acrefore/9780190228637.013.89).

- 3) 平和主義は、暴力の使用をどこまで容認するかにより多くの立場に分かれる。本稿では平和主義の区別については深く立ち入らない。平和主義の様々な立場については、松元（2013）に詳しい。
松元雅和（2013）『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中公新書。
- 4) 近年、これら二つの枠組みに加え、「ユス・ポスト・ベルム（*jus post bellum*：戦争後の正義）」という新たな枠組みを導入することが活発に検討されている。他にも、本稿で取り扱う、正しい戦争に限らず正しい武力行使を取り扱う「ユス・アド・ヴィム（*jus ad vim*：武力行使への正義）」や、戦争を正しく終結する方法を取り扱う「ユス・エクス・ベロ（*jus ex bello*：戦争からの正義）」（あるいは「ユス・テルミナチオ（*jus terminatio*：終結の正義）」）などの枠組みの必要性が考察されている。
Darrel Moellendorf (2008). “Jus ex Bello”, *The Journal of Political Philosophy*, vol.16 no. 2, pp. 123-136.
——— (2015). “Two Doctrines of *Jus ex Bello*”, *Ethics*, vol. 125, pp. 653-673. David Rodin (2015). “The War Trap: Dilemmas of *jus terminatio*”, *Ethics*, vol. 125, pp. 674-695.
- 5) 論理的には、ある戦争が双方にとって正しい戦争、あるいは不正な戦争ともなりうる。正戦論において、侵略戦争は不正な戦争であるという一般的な理解があるため、ある戦争が双方にとって正しい戦争であることは考えにくい。また、「過去に正しい戦争はほぼ存在しなかった」と考えられることが多く、実際には人類史におけるほとんどの戦争が双方にとって不正な戦争であったとも考えられる。
- 6) さらに戦争開始に際して公的な宣戦を要求する〈宣戦布告（*public declaration of war*）〉の原則を追加した七原則を提唱する論者も存在する。
Helen Frowe (2011). *The Ethics of War and Peace: An Introduction* (New York: Routledge), p. 50.
- 7) Lazar (2016), Lazar (2017), 福原正人（2017）。
- 8) 厳密には国際法における武力紛争法は戦時だけでなく、宣戦布告のない軍事衝突の際であっても適用されるものとされているが、本稿は戦時と平時の区別を主眼とした議論を行うため、交戦状態にあることを「戦時」と呼ぶことで、「戦時に武力紛争法が適用される」ものとして議論する。
- 9) ユス・アド・ベルムとユス・イン・ベロを論理的に区別せず、不正な戦争に参加する兵士を不正な兵士として取り扱う修正主義者の解釈は、歴史的には長期間、正戦論の主流をなす考えであった。アウグスティヌスやトマス・アクィナス、教会法学者は、ユス・アド・ベルムを満たさない戦争に参加する兵士は、戦争を遂行する権利を持たないため、彼らが振るういかなる暴力も不正であると考えていた。ある兵士にとって、自らの参加する戦争がユス・アド・ベルムを満たしていることが、自らがユス・イン・ベロの原則の考慮の対象となるための条件であると考えられていたのである。
Alex Bellamy (2006). *Just Wars: From Cicero to Iraq* (Cambridge: Polity Press), pp. 128-130.
- 10) Michael Walzer (2006). *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, 4th ed. (New York: Basic Books), (萩原能久監訳（2008）『正しい戦争と不正な戦争』風行社） pp. ix-xviii, 邦訳一—一五頁。
- 11) ユス・アド・ベルムにおいて評価されるのは、戦争という手段そのものの正しさである。戦争において用いられる手段を評価するのはユス・イン・ベロであるため、「戦争に及ばない武力」の議論を可能にするためにユス・アド・ベルムを変更することは厳密には誤っているといえる。正確には、ユス・アド・ヴィムに加え、「ユス・イン・ヴィ（*jus in vi*：武力行使における正義）」、「ユス・ポスト・ヴィム（*jus post vim*：（武力行使後の正義）」という三つの枠組みをウォルツァーは提案すべきだった。
Daniel R. Brunstetter (2016). “Jus ad Vim: A Rejoinder to Helen Frowe”, *Ethics and International Affairs*, vol. 30 no. 1, p. 135. 矢持力（2018）「マイケル・ウォルツァーの介入論の研究を通じた *jus ad vim* の再考」『人間・環境学』第二六号。
- 12) Christian Enemark (2014). “Drones, Risk, and Perpetual Force”, *Ethics and International Affairs*, vol. 28

no. 3, p. 365.

- 13) Daniel R. Brunstetter and Megan Braun (2013). "From Jus ad Bellum to Jus ad Vim: Recalibrating Our Understanding of the Moral Use of Force", *Ethics and International Affairs*, vol. 27 no. 1, pp. 87-106.
- 14) Helen Frowe (2016). "On the Redundancy of *Jus ad Vim*: A Response to Daniel Brunstetter and Megan Braun", *Ethics and International Affairs*, vol. 30 no. 1, pp. 117-129.
- 15) Ibid.
- 16) Brunstetter (2016), p. 132.
- 17) Brunstetter (2016), p. 135.
- 18) 熾烈な戦争における〈(マクロな) 比例性〉の原則に関する考察については松元 (2016) に詳しい。
松元雅和 (2016) 「カタストロフィとしての戦争 — 正戦論における比例性原理の検討」『立命館言語文化研究』第二八巻第一号、一五——一六九頁。